

医療介護総合確保促進法に基づく県計画（介護分）策定のための事業提案要領 （令和3年度計画_介護従事者の確保に関する事業）

1 趣旨

医療介護総合確保促進法に基づく県計画（介護分）の策定にあたり、県内の関係機関・団体から事業提案を募集するものです。

2 照会先等

(1) 市町村

(2) 職能団体

青森県医師会、青森県歯科医師会、青森県看護協会、青森県精神保健福祉協会、青森県薬剤師会、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県言語聴覚士会、青森県介護支援専門員協会、青森県介護福祉士会、青森県社会福祉士会、青森県社会福祉協議会、日本認知症グループホーム協会青森県支部、青森県ホームヘルパー連絡協議会、青森県老人福祉協会、青森県老人保健施設協会、青森県国民健康保険団体連合会、青森県老人クラブ連合会、認知症のひと家族の会青森県支部、介護福祉士養成施設、青森県立保健大学など

3 事業提案の策定

(1) 対象事業

別紙1及び2のとおり、**介護分野を対象とした介護従事者の確保に関する事業**とします。

（一覧は令和2年度の対象事業であり、厚生労働省通知により今後変更となることもあります。）

なお、令和2年度で採択された事業についても、事業効果等を考慮し、必要に応じて事業内容や事業費の見直しを行い、改めて令和3年度の事業提案を行ってください。

(2) 令和3年度事業の方針

別紙3のとおり。

(3) 事業期間

令和3年度に実施する事業を対象とします。

なお、事業計画上、複数年度にわたる場合は、全体計画（事業期間及び全体事業費）を示した上で、令和3年度に実施する部分を提案してください。

(4) 事業費

- ・ 事業の実施に要する総事業費（基金充当額＋事業者負担額）を積算してください。また、事業費の積算内訳などの資料を添付してください。
- ・ 事業費に対する基金充当額（補助額）また基金充当割合（補助率）については、従来の補助事業等の類似事業を踏まえ、事業者に一定の負担を求めることを想定しています。特に、特定の事業者の資産形成に繋がる施設・設備整備事業については、原則として事業者負担を求めます。

(5) 既存の制度及び補助金等との関係

- ・ 既存の介護報酬や他の補助金等で措置されている事業は対象としません。
- ・ 既存事業で、単に事業者の負担を基金に振り替える事業は対象としません。

(6) 留意事項

事業提案に当たっては、次の点を十分検討してください。

- ・ 県全域または地域の介護分野の課題解決に資する事業であるか。
- ・ 計画に反映可能な、具体性、実現性などを備えているか。
- ・ 事業実施の効果を定量的に評価できる指標（アウトプット指標）を設定し、現状値を記載するとともに、目標値を設定しているか。

4 事業提案の提出方法

「3 事業提案の策定」を踏まえ、1 提案ごとに『事業提案シート』を作成し、電子メールにより、令和2年9月24日（木）必着で、高齢福祉保険課 吉田に提出してください。

5 提出された提案の取扱い

提案された事業は、関係団体等との調整及びあおり高齢者すこやか自立プラン推進協議会等での協議を経て、計画への反映方策を検討します。

なお、提案された事業の採択の可否（計画への反映結果）については、後日、提案者へ回答することとします。

【提出先】	青森県健康福祉部高齢福祉保険課 介護人材支援グループ 吉田
電 話	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 9 8
F A X	0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 9 0
Mail	takatoshi_yoshida@pref.aomori.lg.jp

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

基盤整備	参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）	(4) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	(16) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（※4）	(26) 介護職員長期定着支援事業（※7）
(2) 市区町村介護人材確保プラットフォーム事業	(5) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	(17) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業	(27) 新人介護職員に対するエルダ-、メンター制度等導入支援事業
(3) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業（※1）	(18) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	(28) ①管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ②介護ロボット導入支援事業 ③ICT導入支援事業 ④介護事業所に対する業務改善支援事業 ⑤介護事業所における両立支援等環境整備事業
	(7) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	(19) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業	(29) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業
	(8) 介護未経験者に対する研修支援事業	(20) 潜在介護福祉士の再就業促進事業	(30) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
	(9) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	(21) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	(31) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業
(13) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業（※2）	(10) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	(22) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業（※5）	(32) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業
(14) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	(11) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	(23) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	(33) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業
(15) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業（※3）	(12) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業	(24) 権利擁護人材育成事業（※6）	
		(25) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	
			離島・中山間地域等に対する事業
			(34) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

- ※1 ①助け合いによる生活支援の担い手の養成事業、②地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業、③介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業 の3事業に分かれる。
- ※2 ①介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業、②介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業③介護の周辺業務等の体験支援、④生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 の3事業に分かれる。
- ※3 ①外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業、②外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業 の2事業に分かれる。
- ※4 ①多様な人材層に対する介護キャリアアップ研修支援事業、②介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受支援事業、③介護支援専門員資質向上事業 の3事業に分かれる。
- ※5 ①認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業、②チームオレンジコーディネーター事業 の2事業に分かれる。
- ※6 ①認知症高齢者等権利擁護人材育成事業、②介護相談員育成に係る研修支援事業 の2事業に分かれる。
- ※7 ①介護職員に対する悩み相談窓口設置事業、②介護事業所におけるハラスメント対策推進事業、③若手介護職員交流推進事業 の3事業に分かれる。

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。

【基盤構築を行うための事業】

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。

なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。

(2) 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業

市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。

(3) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

【参入促進に資する事業】

(4) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(5) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業

イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業

地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。

ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業

若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。

(7) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(9) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(10) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(11) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(12) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(13) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。

ハ 介護の周辺業務等の体験支援

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

ニ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

(14) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実践として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

(15) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。

ロ 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能1号外国人の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費について助成する。

【資質の向上に資する事業】

(16) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(17) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ

プ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(18) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。(本項における他の事業で助成される経費を除く。)

(19) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(20) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(21) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(22) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等

イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。

(23) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材(生活支援コーディネーター)育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材(医師、歯科医師、

薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等)の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(24) 権利擁護人材育成事業

イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

(25) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業

都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

【労働環境・処遇の改善に資する事業】

(26) 介護職員長期定着支援事業

イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業

介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ハ 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

(27) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(28) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

以下の、ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
 - ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
 - ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及
- など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

ロ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取組みを実施するための経費に対し助成する。

ハ ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

ニ 介護事業所に対する業務改善支援事業

① 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成

厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。

- ・ 人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
- ・ その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資する

ものであること

- ②都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成
都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。

ホ 介護事業所における両立支援等環境整備事業

介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。

(29) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(30) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(31) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(32) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

(33) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

【離島・中山間地域等に対する事業】

(34) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。

医療介護総合確保基金を充てて実施する県事業（介護従事者の確保）の
令和3年度事業の方針

令和3年度事業については、次の方針で事業を実施します。

○ 介護従事者確保に係る事業への取組支援

介護職員需給推計によると、本県の介護職員が2025年には約3,650人不足する見込みであることから、この課題の改善に資する参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の項目ごとに評価指標を設定し、評価の高い事業を実施します。

項目	解決すべき課題	評価指標
参入促進	若者・女性・高齢者など多様な階層から、資格取得者、経験者、未経験者等多様な人材の参入促進を図る必要がある。	○多様な人材の参入促進が図られるか ○参入する人員規模が大きいのか
資質の向上	介護従事者の継続的な資質向上に向けた意欲を高め、多様な人材の有効活用を図るための取組を促進していく必要がある。	○専門性の明確化が図られるか（介護の専門性・役割を明らかにするものか） ○専門性の高度化が図られるか（専門技術・専門知識を身につけるものか） ○人材の有効活用のため機能分化が進められるか（能力や役割分担に応じた適切な人材の組み合わせや養成が図られるものか）
労働環境・処遇改善	キャリアパスの構築を推進し介護職員のキャリアアップを支えとともに、働きやすい環境の整備や処遇の改善により介護職員の定着促進を図る必要がある。	○キャリアパス構築が図られるか ○介護職員の処遇改善、負担軽減により定着促進が図られるか
上記3項目共通	県として、地域バランスを考慮した事業展開を図る必要がある。	○複数市町村にまたがる広域的な取組であるか

また、特に市町村においては、上記の方針を前提とした上で、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備）の更なる充実を図るため、別紙1の『(23) 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業』などを活用した地域全体への成果・効果が期待できる事業を実施します。